弥富市官製談合再発防止対策

弥富市官製談合再発防止対策検討委員会

令和８年11月18日

はじめに

本市職員（以下「職員Ａ」という。）が、市発注の建設工事３件の設計金額等に関する情報を漏洩したとして、官製談合防止法及び公契約関係競売等妨害罪の疑いにより令和８年２月12日に逮捕される事件（以下「本件事件」という。）が発生しました。

その後、職員Ａは、同年３月４日に起訴され、同年６月23日に、名古屋地方裁判所より懲役２年・執行猶予３年の判決が下されています。

市職員として求められる最も基本的な倫理意識を欠き、法令順守義務に違反した職員がいたことは、極めて深刻な事態であると受け止めております。

本件事件により、市民・関係者の皆様に多大なる御心配と御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

本市では、官製談合事件を二度と起こさないという強い決意の下、官製談合の再発防止対策を策定するため、市長を委員長とする弥富市官製談合再発防止対策検討委員会を設置しました。

本検討委員会は、弁護士等の有識者３名を外部委員に委嘱し、専門的見地からの助言を得て、職員Ａが本件事件を起こした動機・背景の調査にとどまらず、その他の情報漏洩事案の有無、職員のコンプライアンス意識、職員と事業者との関係等の実情、情報管理方法など市の組織体制・組織運営において改善すべき点、官製談合を起こさせない入札制度など、多岐にわたり検証を行うとともに、令和８年10月13日付けで弥富市議会公共工事入札問題調査特別委員会から市長宛に提出された提言書を踏まえ、ここに弥富市官製談合再発防止対策を策定いたしました。

今後は、本再発防止対策を確実に実施することで官製談合の再発防止に万全を期し、市政に対する市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

目　　次

第１　事件を受けた市の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　関係事業者等に対する処分等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　当面の再発防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　再発防止対策の検討体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１　検討委員会の所掌・組織等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　検討委員会による調査・検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　３　検討委員会による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３　調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１　職員Ａに係る訴訟（判決）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２　職員アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　３　市長・副市長等へのヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　４　入札制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　５　総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第４　再発防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　１　再発防止対策の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　２　職員の倫理意識を低下させない対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３　組織体制による対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　４　入札制度による対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　１　再発防止対策の実施時期等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　２　外部委員意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

参考資料
　資料１　弥富市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱
　資料２　職員アンケート結果
　資料３　市長等に対するヒアリング結果
　資料４　指名業者選定基準・入札参加資格・落札率の状況等
　資料５　「公共工事入札問題及び再発防止対策に関する」提言書（写）

第１　事件を受けた市の対応

本件事件を受けて、市は、本再発防止対策の策定までの間において、関係事業者及び職員Ａに対する対応並びに当面の官製談合の再発防止対策を次のとおり実施した。

１　関係事業者等に対する処分等

⑴　関係事業者に対する指名停止処分

本件事件に関与したとして、代表者等が罰金刑の略式命令を受けた事業者４社に対する指名停止処分について審議するため、令和８年２月20日、同年３月４日、同月６日に、副市長を委員長とし、各部長等を委員とする市工事等指名業者審査委員会を招集した。

審議の結果、市指名停止取扱要領の規定により、４社に対して、令和８年３月10日から令和９年９月９日までの間、指名停止することとし、令和８年３月９日付けで通知した。

⑵　関係事業者に対する賠償金の請求

本件事件に係る入札案件の請負事業者３社に対して、市公共工事請負契約約款（建築工事用）の規定に基づき、令和８年６月10日付けで、請負代金の10分の３に相当する額を賠償金として請求した。なお、賠償金は、いずれも全額が納付されている。

⑶　職員Ａに対する処分等

職員Ａについて、市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例・市懲戒処分基準に基づき、令和８年６月10日付けで懲戒免職処分とした。

なお、職員Ａに対する管理監督責任として、市長は給料の30％、副市長は給料の20％をそれぞれ２か月減額した。

２　当面の再発防止対策

⑴　職員に対するコンプライアンス研修等の実施

令和８年３月６日に、管理職及び入札・契約事務に携わる係長級職員を対象として、市顧問弁護士による入札・契約事務に関するコンプライアンス研修を実施し、51名が出席した。

また、同年６月８日に、市長、副市長、正規職員のほか、入札・契約事務に携わる会計年度任用職員を対象として、公正取引委員会職員による官製談

合防止法講習会を実施し、162名が出席した。

⑵　入札等に係る情報管理の改善

職員Ａは、市工事等指名業者審査委員会の委員である立場を利用して、審査委員会の会議の際に配布され、終了後に回収される指名業者に係る資料を備忘のため意図的に持ち帰り、事業者等に入札等に係る情報を教示していたことから、資料枚数の確認をするなどして、資料の回収を徹底した。

第２　再発防止対策の検討体制等

市は、入札及び契約制度の検証を行うとともに、再発防止対策について検討を行うため、令和８年３月４日に、市長を委員長とし、副市長、各部長等を委員とする弥富市官製談合再発防止対策検討委員会(以下「検討委員会」という。）を設置した。

また、専門的見地から再発防止対策に関する助言を得るため、同年５月14日付けで、弁護士等の有識者３名を検討委員会の外部委員に委嘱した。

１　検討委員会の所掌・組織等

令和８年10月16日現在

設置年月日	令和８年３月４日
所掌事務	・事件に至った事実関係や職場実態等の検証・課題等の抽出 ・再発防止対策の検討　等
構成員等 （８名）	市長【委員長】・副市長・企画部長・総務部長・市民生活部長 健康福祉部長・建設部長・教育部長
外部委員 （３名）	石黒輝之【弁護士】 上松健太郎【弁護士】 永戸　力【愛知大学法学部准教授】
庶　　務	総務部財政課

２　検討委員会による調査・検討経過

年月日	調査・会議等	議題等
令和８年 ３月４日	検討委員会設置	
３月23日	第１回検討委員会会議	・本件事件の経過報告 ・検討フロー
５月12日	第２回検討委員会会議	・職員アンケート(案) ・外部委員委嘱（案）
６月12日 ～22日	職員アンケート調査	
７月24日	第３回検討委員会会議	・職員アンケート結果の報告 ・再発防止対策の方向性
８月19日 ・20日	市長等へのヒアリング	
９月２日	第４回検討委員会会議	・調査結果の報告 ・再発防止対策骨子（案）
10月16日	第５回検討委員会会議	・再発防止対策（案）
11月18日	再発防止対策決定・公表	

３　検討委員会による調査

⑴　職員Ａに係る訴訟（判決）結果

職員Ａが本件事件に至った動機・背景等について、職員Ａに係る訴訟において認定された事実等を基に検証した。

なお、職員Ａに対するヒアリングを実施しようとしたところ、逮捕から判決までの間、市職員による職員Ａへの接見等が認められなかった。また、判決確定以降、職員Ａにヒアリングの実施を書面により求めたが、職員Ａからヒアリングに応じられない旨、書面により回答があった。検討委員会による調査は強制力がないこと、判決により本件事件の要点である職員Ａの動機等は捕捉可能であることなどから、職員Ａに対する調査は以上で終了することとした。

⑵　職員アンケート

本件事件以外の情報漏洩事案の有無、本件事件が発生することとなった組織体制・組織運営上の要因・課題等を把握するため、全職員等を対象に匿名によ

るアンケート調査を実施した。

⑶　市長・副市長等へのヒアリング

本件事件が発生した要因等に関する市長及び副市長の認識を明らかにするため、市長及び副市長に対して個別にヒアリングを実施した。

加えて、上記⑵の職員アンケートに関して、事業者等との関係や、入札不調に関する認識等において、結果を正確に把握・検証するためには、より詳細な確認が必要であったことから、職務経験等を踏まえ、実情を確認する上で適当と考えられる９名の職員に対して個別にヒアリングを実施した。

⑷　入札制度の検証

市の入札制度について、事業者等の選定基準・資格要件等に関して、市建設工事等請負業者選定要領、市一般競争入札（建設工事）実施要領に課題又は改善の必要がないかを検証した。

加えて、市の建設工事に係る落札率の現状から官製談合を認知できた可能性が指摘されていたことから、入札関係等に係る行政文書の保存期間（５年）である令和３年から令和７年までの直近５年について、地域性、経済状況、団体規模等が類似している近隣３市の建設工事（建築一式）の落札率と比較し、検証した。

なお、実勢価格等を厳格に反映した予定価格は適切な予算執行及び事業の実施に資するものであって、市民サービスに寄与するものである。その上で、厳格に積算した予定価格であれば、結果的に落札率が高くなることは当然に想定されることや、事業者の事情・判断等によっては低落札率の談合事案も発生し得るため、単に落札率の数値により談合等の不正の有無を判断することは適当でないとの認識の下で検証を行った。

第３　調査結果

第２の３による調査の結果及び当該結果から検討委員会が認定・判断した事実等は次のとおりである。

１　職員Ａに係る訴訟（判決）結果

職員Ａに係る訴訟において指摘された本件事件の動機は、良好な関係にあった事業者に一定の利益を与えたい、入札不調となることで上司の評価が下がること

を避けたいとする自己保身であり、量刑の判断において、動機に関して酌むべき点はないとしていることから、本件事件が発生した要因は、職員Ａが、事業者等との関係を優先するうちに倫理意識を著しく低下させ、コンプライアンスよりも目先の自己の利益を優先したことによるものと認められる。

併せて、職員Ａは、動機に関して、上司等からの指示等があった旨の主張はしておらず、事業者等の要望を断ることで使えない建設部長と言われると勘ぐり、そのことで上司の自分に対する評価が下がり、建設部長を異動させられれば、自身の念願である市のまちづくりをすることができなくなる旨を述べていることから、本人の思い込みによるものであって、上司等の指示ではないことは明らかである。

なお、入札不調は上司の評価が下がるとの職員Ａの主張は、量刑の判断において採用されておらず、また、市の組織体制・入札制度等を直接の要因として情報が漏洩された旨の指摘等はされていない。

２　職員アンケート

⑴　本件事件が発生した要因に対する認識について

大半の職員は、本件事件の発生した要因を、職員Ａと事業者等との関係や職員Ａのコンプライアンス意識にあると捉えており、また、組織体制・入札制度のみに課題や不備があると考えている者はごく少数である。

⑵　入札等に係る情報の取り扱いに関する理解について

落札事業者の決定前に指名業者や予定価格等を教示する行為が違反であることをほぼ全ての職員が理解していることから、入札等に係る情報の取り扱いに関する職員の理解に問題があったとは認められない。

⑶　本件事件を含めた情報漏洩に係る認知について

本件事件を含め、入札に係る情報が漏洩していたことを具体的に認知していた職員はいない。

事業者等が指名業者を知っていたと回答した職員がいるが、事業者等が指名業者を把握していた理由については、市職員の漏洩によるものか、事業者間における事前調整・情報共有等によるものかは不明である。

なお、情報漏洩事案を認知している職員がいないことに加え、入札等に係る

行政文書の保存期間は５年であり資料調査に限界があること、本件事件に係る訴訟等が終結していること、判決の内容などを踏まえると、他の情報漏洩事案の有無をこれ以上調査したとしても、新たな事実が確認される可能性は極めて低いと考えられる。

⑷　事業者等との関り方について

事業者等から入札に係る情報を要求された職員が一部いるが、情報提供をしたとする者はいない。このことは、情報提供を断っているところを見たとする回答がある一方で、情報提供をしているところを見たとする回答がないことから、事実であると認められる。

しかしながら、職員は、事業者・市議会議員など職員に対して優越的立場にある者から情報提供等を要求されると断りにくいと受け止めており、職員が不当な要求に対して、安心して、毅然と拒否することができるような組織上の対応が必要である。

⑸　情報管理について

書類が適切に管理されておらず、入札に関する情報が適正に管理されていると思わないとする回答が一定数あり、職員Ａが備忘のため資料を持ち帰っていたことや、職員Ａが職務上の立場を利用して他の職員から一般競争入札に係る入札参加業者の情報を聞き出していたことを踏まえれば、市の情報管理のあり方に問題があったと認められる。

また、何が秘密情報・文書等であるか、当該情報等をどのように取り扱うべきかを正確に理解していない職員がいることから、秘密情報・文書等に関する職員の理解の向上や、秘密情報・文書等であることを容易に識別することができるような対策が必要である。

なお、指名競争入札に係る指名業者の情報について、職員Ａが指名業者を選定する会議に出席する立場であったことを踏まえれば、仮に資料の回収が徹底されていたとしても本件事件を防ぐことができたとまでは考えにくく、情報管理が不十分であったことが本件事件の直接の要因であるとまでは言うことができない。

⑹　コンプライアンス・職員倫理等について

地方公務員法で定められている責務について大半の職員が理解しており、特

に、全体の奉仕者であること、守秘義務があることは、ほぼ全ての職員が理解していることから、これらに対する職員の理解に問題があったとは認められない。

また、市は、本件事件以前から、市及び市職員の法令違反行為等に関する職員等からの通報等の取り扱いを定めた「職員等公益通報制度実施要綱」、不当要求行為等に対し組織として毅然と対処するとともに、不当要求行為等を未然に防止することを定めた「不当要求行為等対策要綱」を整備しており、市職員による法令違反行為の把握や、事業者等による不当な要求への対応に関する必要な措置は講じられている。加えて、本件事件以降ではあるが、令和８年５月20日に、職員をカスタマーハラスメントから守ることを定めた「職場におけるカスタマーハラスメントに関する基本方針」を施行しており、職員が安心して働くために必要な制度も整備されたところである。

一方で、これらの制度に対する職員の理解について、「制度があることを知らない」又は「制度があることは知っているが内容は知らない」と回答した職員の割合が５割から７割であることから、制度に対する職員の理解は不十分であると考えられる。

⑺　再発防止対策について

再発防止対策として、コンプライアンスや契約事務・制度に関する研修の実施、事業者等との対応基準の作成・要望等の記録公開制度が必要と考えている職員が多く、これらの取組は再発防止に効果的であると考えられる。

また、職員が相談しやすい仕組みの構築、契約制度の見直しが必要と考える職員が一定数いることから、これらに関する取組による効果も期待することができる。

一方で、公益通報制度の拡充や、懲戒処分の厳正化が必要と考えている職員はほとんどおらず、公益通報制度等に関する職員の理解度を踏まえると、まずは、職員の制度等に対する理解を向上させる必要がある。

⑻　職場環境について

上司等から部下に対して、業務上の必要な指示・指導の範囲を超え、違法又は不当に特定の事業者を紹介された具体的な事案は確認されなかったが、市議会議員から事業者を斡旋された等と回答した職員が３名いた。

ほとんどの職員がミスをした際に上司に報告することができ、また、悩みを相談することができる職員がいるとしており、職員が一人で悩みを抱え込む可能性は低いと考えられるが、一方で、職員同士の意思疎通がとれているとする職員は６割にとどまっており、担当職員相互における意思疎通のあり方について改善が必要であると認められる。

３　市長・副市長等へのヒアリング

⑴　事件の原因・背景に関する見解

本件事件の直接の原因・背景を市の組織体制や入札制度にあると考えている者はおらず、職員Ａ個人の問題との認識で一致していた。

⑵　職員Ａと事業者等との関係性に対する認識

少なくとも市役所庁舎内における職員Ａと事業者等の間のやり取り等に不審な点はなかったことから、関係性に疑念を抱いていた者はおらず、職員Ａによる情報漏洩を認知することができた可能性は低いと考えられる。

⑶　職員Ａに対する人事異動等

職員Ａを建設部長とした人事に関し、財政課長としての経験・技術者としての能力等に期待したとする市長の説明について、副市長も同様の説明をしており、また、他の職員も職員Ａの能力を認める説明をしていることから、公正さを疑われる人事ではないことが確認された。

⑷　事業者等から情報提供を求められた経験の有無

事業者等から情報提供を求められても拒否すれば良いとの認識が共有されており、市長・副市長の認識とも一致していることから、社会通念上の適切な範囲を超えて過剰に事業者等に配慮するような組織風土等はないと認められる。

また、事業者等から情報提供を求められた職員がいたが、毅然と拒否しており、当該職員はそのことで人事上の不利益があったとは受け止めていない。

⑸　事業者等と職員の関係性についての認識

一部の職員は、防災対策やボランティア活動等に対する事業者等の貢献、発注工事に関して追加費用なく当初想定していない対応をしてもらっているなどの理由により、事業者等に負目を感じていることから、事業者との関わり方に関する基準の明確化や、発注工事に関して変更の必要が生じた場合の適切な対

応について職員が理解する必要がある。

⑹　入札不調による影響についての認識

入札不調の場合は再入札を行えば良いとの認識は共有されているが、職員は入札不調に対する社会一般の印象が悪いことに加え、工期の短縮が避けられないことや、当初予定以上の財政措置が必要になるといった実務上の影響を危惧・懸念しており、少なくとも、工期への影響を軽減する対策が必要であると考えられる。

また、入札不調による人事評価への影響について、人事異動の結果等からの憶測等による根拠の不明瞭な噂にとどまるものであり、ヒアリング対象の職員自身について入札不調が人事評価に影響したと考えている職員はいなかったことから、入札不調が人事評価に影響した事実はないと認められる。

しかしながら、入札不調は人事評価へ影響するとの職員の誤認・誤解を改めるためには、本調査結果を職員に周知するとともに、人事異動に際しては職員本人の希望等が確認されており、最大限に尊重・配慮されていることを職員が理解することができるようにしていく必要がある。

なお、入札不調が人事評価に影響する旨の職員Ａの主張について、本件事件に係る入札案件は職員Ａの所管ではなく、上司からの指示もないことからしても、上司の評価が下がるとの職員Ａの主張は正当性に乏しく、疑問が残るとの考えが確認された。

⑺　入札結果に対する認識

本件事件に係る入札案件の落札率に対して違和感はないとした市長の発言について、落札率は事業者の判断による入札額と市の設計金額との結果による数字に過ぎず、設計額が厳格に積算されていれば、落札率が高くなることは当然に想定されるものであり、このため、高落札率の事案が全て談合であるとは言えず、市に法的な調査権がなく、他に談合を疑わせる状況等がない中で、落札率のみをもって官製談合を疑うことは適当でないとの趣旨であり、市長の認識に誤りがあるものではない。

⑻　その他

職員Ａが財政課職員から一般競争入札に係る入札参加業者を聞き出した行為について、明確なルールがなく、本件事件に係る訴訟において、職員Ａは、入

札参加業者の情報が「市役所外部」に漏れることは問題である旨の発言にとどまっていることや、市役所内部、特に管理職以上において一定の情報共有がされることは職務遂行上当然に必要となる場合があることを踏まえると、秘密情報・文書等に関する取り扱いに係る職員の理解の向上が必要である。

4　入札制度

⑴　指名業者選定基準・入札参加資格

指名競争入札に係る指名業者の選定基準（以下「選定基準」という。）は市建設工事等請負業者選定要領に、一般競争入札に係る入札参加資格要件(以下「資格要件」という。）は市一般競争入札（建設工事）実施要領に規定されている。

選定基準・資格要件については、一定の施工能力や実績を有すること、暴力団排除措置を受けていないことなど、事業者に求められる最低限必要な基本的条件であり、その内容等について他団体と比較して不合理な点はなく、適切なものであると認められる。

なお、選定基準には「市内業者を優先することができる」旨を、資格要件には「営業所の所在地が愛知県内である」旨を規定しているが、業者指名の判断は市長の広範な裁量に委ねられているとする判例（平成18年10月26日最高裁判所第一小法廷）を踏まえると、地域社会の発展・地域経済の活性化・迅速な災害対応等の観点から定められた基準・要件であるとともに、当該規定は強制力のない「できる規定」又は「任意規定」であることから、合理性を有するものと認められ、見直しが必要なものではない。

一方で、本件事件は、市内事業者間による意思疎通・情報共有を前提に行われたものであることを踏まえると、指名競争入札では指名業者が市内業者のみとなる事案があること、一般競争入札では営業所の所在地を近隣地域に限定している事案があることは、市内事業者間による調整を容易にする可能性があるため、当該規定については適切に運用し、公平で公正な競争環境を確保する必要がある。

⑵　落札率の状況等

市の入札結果に関する情報は財政課において開示しているほか、あいち電子

調達共同システムの入札情報サービス機能により、調達案件名称、予定価格、落札事業者名、各事業者の入札書記載金額等を一般に公開しており、透明性は確保されているところである。

市の建設工事（建築一式）に係る入札案件の落札率について、近隣と比較して高い事実はなく、指名競争入札に関しては落札率が98％から１００％までの高落札率案件は最も少ないことを踏まえれば、特定又は一部の入札案件に係る落札率の状況をもって直ちに官製談合を疑うことに合理性はない。

予定価格の事前公表制度の導入については、官製の談合事案に対する抑止効果は期待することができるものの、予定価格等の事前公表に起因した別の談合事件を発生させる可能性があるなど、真に公正で、公平な入札環境の提供において課題が指摘されており、国からも同趣旨の通知が地方公共団体宛にされているところである。予定価格を事前公表している団体の落札率は高い傾向にあり、中には落札率が１００％となった事案もあり、市民の利益に適うものか慎重に検討する必要がある。

一般競争入札対象の拡大については、市の一般競争入札に係る落札率は指名競争入札と比較して高い傾向にあることに加え、審査事務量が膨大になるなど事務負担が大きく、手続が多く、契約締結までに時間を要する等の課題も多いことから、今後の入札結果等を分析・検証した上で検討を行うことが適当である。

⑶　建築事業関係者の意見

検討委員会の調査の対象ではないが、市内建築事業関係者から、本件事件に関して、建築工事は、当初設計からの変更や、安全確保措置などの追加対策を契約後に求められることが多い一方で、予算上の制約などを理由に、こうした変更に伴う追加の費用に対して契約金額の増額が認められにくく、損失を生じさせないために、事業者は予定価格に近い金額で入札をしようとするのではないかと考えられるとの意見があった。当該意見のうち「追加の費用に対して契約金額の増額が認められにくい」点に関しては、職員が事業者等に負目を感じている理由の一つであることから整合性があり、再発防止に当たって留意する必要がある。

５　総括

以上の調査結果から、本件事件は、コンプライアンスよりも、事業者等との不健全・不適切な関係性を優先した職員Ａの倫理意識の低下が要因であると判断した。その上で、入札に関する情報等における情報管理に不十分な点が認められ、このことが本件事件の直接の要因ではないものの、情報管理に対する職員の意識の醸成のためにも改善すべき点である。

第４　再発防止対策

調査結果により明らかとなった本件事件の要因等に対して、次のとおり再発防止対策を講じることとする。

１　再発防止対策の基本的考え方

本件事件の要因は職員の倫理意識の低下にあることから、職員の倫理意識を低下させない対策を講じることとする。

一方で、市の情報管理に不十分な点が認められること、恒常的に市民・事業者と接し、様々な要求・要望等を受ける職員にとって、職員の倫理意識による対策だけでは職員に過度の負担が生じることから、組織体制・入札制度による対策を併せて講じ、職員の倫理意識を低下させない対策と一体的に実施する。

なお、職員の倫理意識を低下させない対策は、単に職員に規律を課すものではなく、適切に運用されることによって職員を不法行為等から守り、職員が安心して職務を遂行するためのものであることについて、職員自身が理解することができるように配慮した上で実施することとする。

２　職員の倫理意識を低下させない対策

⑴　職員倫理に関する基準の明確化

職務に係る倫理原則や、職員・利害関係者間における禁止行為・禁止行為の例外等を定めた「弥富市職員倫理規程(仮称)」を制定することにより、市民の不信を招くような行為の防止を図るとともに、事業者等との適切で健全な関係の維持のために職員が守るべき基準を明確にする。

⑵　倫理意識の醸成・維持

職員が職員倫理等について理解を深め、自覚を促す機会として「職員倫理週

間（仮称）」を設け、職員に対して、一定期間内に集中的に、服務規律、公益通報制度を始めとした関連制度、不祥事の事例等を周知する。「職員倫理週間（仮称）」は毎年度実施することとし、他の研修の実施時期等を踏まえ、効果的な時期に行う。

⑶　コンプライアンス研修の拡充

法令違反行為のない職場環境を目指すために、これまでも管理職・担当者など、職員の立場や役割に応じたコンプライアンス研修を実施しているところであり、引き続き、定期的に研修を実施することとする。研修の実施に当たっては、本件事件を実例とするなど、コンプライアンス違反が本人・家族・職場・社会等に及ぼす影響の重大さを職員が自覚することができるよう、内容の拡充を図ることとする。

⑷　公益通報制度等に対する理解の向上

職員が関与した違法行為の早期発見や、事業者等からの不当な要求に職員が毅然と対応するための制度である「職員等公益通報制度実施要綱」、「不当要求行為等対策要綱」、「職場におけるカスタマーハラスメントに関する基本方針」等について、職員が正確に理解し、有効に活用することができるよう、上記⑵及び⑶の対策等と合わせて定期的に職員に周知する。特に、不当要求行為等対策要綱については、不当要求行為の範囲・対応方法に関する制度であり事業者等に対する職員の対応基準となるものであること、当該要綱において入札の公正を害する行為等は不当要求行為であるとしていること、職員は不当要求行為があったときは直ちに上司及び所属の不当要求行為等防止対策責任者に報告すること等を規定しており、事業者等から入札に係る情報を求められた際には、当該要綱に基づき適切に対応する必要があることについて職員の理解の徹底を図る。

３　組織体制による対策

⑴　事業者等に対する周知

事業者等が職員に対して入札等に関する情報を聞き出そうとする行為の抑止として、入札参加資格者名簿への登録手続の際や、庁舎窓口等において、当該行為が違法であること、事業者は18か月以上24か月以内の指名停止処分となる

こと、契約条項等に基づき契約の解除や損害賠償請求がされること、当該行為に対して市は厳格に対応する旨の意思を明示した文書等を配布又は掲示する。

⑵　契約事務・契約制度に係る研修の実施

職員が適切に契約事務を遂行するために必要な知識を習得し、実務能力の向上を図ることができるよう、新たに契約事務に従事することとなる職員を対象として、契約に関する実務・制度に関する研修を実施する。研修の実施に当たっては、実務・制度面に加え、入札不調は制度上想定されており設計金額が厳格に積算されているのであれば懸念する必要はないこと、工事等の施工に当たっては、必要と認められる範囲又は正当な範囲を超えて事業者等に負担させてはならず、必要に応じて、設計変更、変更契約対応を行う必要があること等について職員の理解が深まるものとする。

⑶　職員間のコミュニケーションの円滑化・情報共有のルール化

各所属の風通し、情報共有等の状況に関する職員の認識を可視化することにより、部長・所属長等に職場環境等の現状認識を促し、組織マネジメントに活用するとともに、可視化された結果を基に、所属長・担当者を交えたミーティングを行うなどして、職員相互間のコミュニケーションの円滑化・情報共有のルール化を図ることができよう、定期的に「職場環境アンケート(仮称)」を実施する。アンケートの際は、回答者が特定されることなく、また、率直に回答することができるよう留意する。

⑷　入札等に係る情報管理の改善

入札等に係る情報管理については、第１の２⑵において一応の改善を図ったところである。

行政文書については、市行政文書管理規程により、全ての文書は、上司の許可を受けなければ、これを関係者以外の者に示し、内容を告げ、その写しを与え、又は庁外へ持ち出してはならない旨を、情報資産については市情報セキュリティーポリシーにより、機密性による情報資産の分類・取扱制限、管理等について定めていることから、当該規程及びポリシーを改めて職員に周知するとともに、研修の機会等を利用して継続的に職員に周知徹底を図ることとする。

なお、入札等に係る情報については、秘密のもの、取り扱いに注意を要するもの、公表して差し支えないものなど様々であり、一見して情報提供が禁止さ

れるものか職員が判断に迷う場合があることから、文書等に秘密情報等である旨を表示するなどの対策について、効率性や実効性を考慮しつつ、引き続き検討することとする。

⑸　その他

職員が市民・事業者・市議会議員等との面談・打合せを行う際は、個人のプライバシーに関することなど特別な配慮が必要な場合を除き、原則として複数名で対応することにより、これらの者からの不当な要求から職員を守るとともに、職員と特定の相手方との関係の固定化を防止する。

市民・事業者・市議会議員等からの要求・要望等が対応困難又は異例で、その場で解決できないものであるとき等は、適宜、面談内容等を記録し、上司に報告することとする。面談内容等の記録に当たっては、全ての面談内容等を記録することは、市民等を委縮させ市政に対する正当な要望を阻害するおそれがあること、職員の効率的な事務の遂行を阻害する場合があることに留意する。

職員個人の携帯電話等による事業者等との連絡の見直しについて、職員と事業者の中には、発注者・事業者という関係ではなく、同じ地域の一員として個人的に連絡をしあう関係等もあることから、これを一律に禁止することは現実的ではない。また、禁止する場合は公用携帯電話を支給することとなるが、入札に関する事務に関わる全ての職員が公用携帯電話を所持、管理することは合理的でなく、当該職員にとっても管理に係る負担が生じる。このため、公用携帯電話の支給は実施しないこととするが、職員の倫理意識を低下させない対策や、事業者等との面談・打合せは複数名で行うことを通じて、事業者等の連絡の適正化を図っていく。

4　入札制度による対策

⑴　指名業者選定基準・一般競争入札参加資格の運用の見直し

市内事業者間の意思疎通・情報共有による談合の抑止を図るため、指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、入札案件の実情に応じて、可能な限り市外事業者から１社以上を選定する。指名業者を選定する際は、指名理由を付して市工事等指名業者審査委員会の審議に諮っているところであるが、市外事業者を選定することができない場合においては、その理由を付して審議に

諮ることとする。

一般競争入札における入札参加資格に係る営業所の所在地に係る要件は、事業の効率性、経済性、安全性確保等の観点から一定の合理性が認められることから、各事業の実情を踏まえ、事業遂行に支障が生じないことを前提とした上で、営業所の所在地を近隣地域に限定しないこととする。

⑵　入札結果の定期的な確認

官製談合が行われている可能性等を意識していた者はおらず、本市においても官製談合は起こり得るとの認識の欠如は、再発防止対策を実施していく上において改めなければならない点である。

公共工事の入札・契約手続の運用状況について、市工事等指名業者審査委員会に対して定期的に報告することとし、当該報告を受け委員長が必要と認めるときは、指名業者の指名基準、入札参加資格の設定基準等について検証・審議し、必要な見直しを行うこととする。

⑶　ゼロ債務負担行為の活用による入札不調の抑止・工期の確保

翌年度の予算で支出する工事等について前年度中に契約を締結する、いわゆる「ゼロ債務負担行為」は、工事等の発注時期を平準化し、端境期における事業者等の受注機会が確保される等の理由により、入札不調の抑止策として期待されており、また、発注・契約時期を前倒しすることにより、その後の工期をこれまでよりも確保することができることから、入札不調に対する職員の心理的負担の軽減のため積極的に活用することとする。

⑷　予定価格の事前公表・一般競争入札対象の拡大の検討

予定価格の事前公表・一般競争入札対象の拡大は、官製談合の抑止に一定の効果が期待され、職員からも同様の意見が示されている。

しかしながら、予定価格の事前公表は、談合が一層容易に行われる可能性がある、積算能力が不十分な事業者でも受注できる等の課題が指摘されており、有効性・効果についての詳細な検証や、談合抑止対策の検討が必要である。

また、一般競争入札対象の拡大は、不良・不適格事業者の排除が困難、手続が多く契約締結までに時間を要する、審査事務量が膨大になるなど事務負担が大きい等の課題があり、合理的な対象範囲の検討が必要である。

このため、予定価格の事前公表・一般競争入札対象の拡大については、直ち

に実施することはせず、実施の可否を含め、引き続き検討する。

第５　その他

１　再発防止対策の実施時期等について

本再発防止対策における取組は、引き続き検討していくこととしたものを除き、令和８年度から実施し、又は令和８年度中に実施時期を決定する。

取組状況については、令和８年度末時点の状況を令和９年度中に市ホームページに掲載し、以降は必要に応じて随時、市ホームページに掲載する。

２　外部委員意見等

再発防止対策の策定における外部委員からの意見・指摘のうち、主なものは次のとおりである。

- 職員アンケートの結果は、よりよい市政に期待する職員の切実な想いが伝わるもので、重要な視点も多く、特定の議員名などを記載した具体的な意見もあり、重く受け止めなければならない。
- 本件事件の要因は職員の資質であったことに疑義はないが、一方で、市の情報管理がやや不十分であった点について検証する必要がある。
- 職員倫理に関する対策は、職員自身を法令違反等から守るためのものであることを職員が理解することが重要である。
- 公益通報制度等について、制度の整備時に周知し、その後は共有サーバーに格納しておくだけでは職員の理解が深まらないのではないか。
- 官製談合は、職員や市の組織だけが要因ではないことから、職員など市の内部を対象とした対策だけではなく、事業者に向けた対策も必要である。
- 入札不調が人事評価に影響すると受け止めている職員がいることに対し、それが誤解であることを職員に伝えていくことも必要ではないか。
- 職員が求めている事業者等への対応基準の策定は、職員倫理に関する基準の明確化、公益通報制度等に対する理解の向上、事業者等に対する周知等の様々な対策を一体的に行うことで対応されるものと理解した。